

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案に対する修正案

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項中「子孫」を「子孫等」に改める。

第五条中「啓発活動」の下に、「教育活動」を加える。

第四十四条中「百万円」を「二百万円」に改める。

附則第一条ただし書中「及び附則第四条」を「並びに附則第四条及び第五条第一項」に改める。

附則第五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政府は、医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい等が生じた場合における本人又はその子孫その他の個人の権利利益の擁護の在り方について引き続き検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。